

令和 5 年度主な税制改正要望の概要

令和 4 年 8 月 厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目 次

・ 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長等	2
・ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等	4
・ 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長	5
・ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（研究開発税制）の延長等	6
・ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率引上げ	7
・ 「感染症等専門家組織」（仮称）の創設に伴う税制上の所要の措置	8
・ 出産育児一時金の支給額の見直しに伴う非課税措置等の拡充	9
・ 母子父子寡婦福祉法に基づく高等職業訓練促進給付金に係る非課税措置等の延長等	10
・ 生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しに伴う税制上の所要の措置	11
・ 駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長等	12
・ 労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置	13
・ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長	14
・ 個人型確定拠出年金制度（iDeCo）の改革等に伴う税制上の所要の措置	15
・ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	16
・ 戦没者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置等の存続	17
・ 国家資格の職権による登録事項の変更に係る税制上の所要の措置	18
・ 福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置	19

1 現状

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）において、民間医療機関を含めて地域医療構想調整会議における議論を促すこととされており、税負担の無い公立・公的医療機関のみならず、民間医療機関にも再編が求められている中、地域医療構想の実現に向けた取組については、税負担を軽減することにより推進する必要がある。

2 要望等

医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画（※）に基づく医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率軽減措置について、適用期限を2年延長する。

（※）二以上の医療機関の再編の事業に関する計画であって厚生労働大臣から認定を受けた計画

【措置内容】

○登録免許税の税率軽減措置の適用期限を令和7年3月31日までとする。

<参考>

【登録免許税】 ※令和3年度創設（令和5年3月31日まで）

土地の所有権の移転登記 1,000分の10（本則：1,000分の20）

建物の所有権の保存登記 1,000分の2（本則：1,000分の4）

【不動産取得税】 ※令和4年度創設（令和6年3月31日まで）

課税標準について価格の2分の1を控除

（参考） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

【医療・介護制度改革】（ii）医療提供体制の効率化

2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する。…（略）…民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。

1 現状

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）等において、民間医療機関を含めて地域医療構想調整会議における議論を行うこととされており、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組であって特に公益性の高い場合について、税負担を軽減することにより推進する必要がある。

2 要望等

医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画（当該医療機関が所在する市町村の合意を得たものに限る）に基づく医療機関の再編であって特に公益性の観点から必要性の高い場合に取得した建物のうち、新築または増築したものについて、固定資産税の課税標準を現行の**2分の1**に軽減する税制措置を講じる。

【措置内容】

○**固定資産税**の課税標準の価格を**2分の1**に軽減する。（賦課期日とする年度から3力年分に限る）

<参考>

【登録免許税】 ※令和3年度創設（令和5年3月31日まで）

土地の所有権の移転登記 1,000分の10（本則：1,000分の20）

建物の所有権の保存登記 1,000分の2（本則：1,000分の4）

【不動産取得税】 ※令和4年度創設（令和6年3月31日まで）

課税標準について価格の2分の1を控除

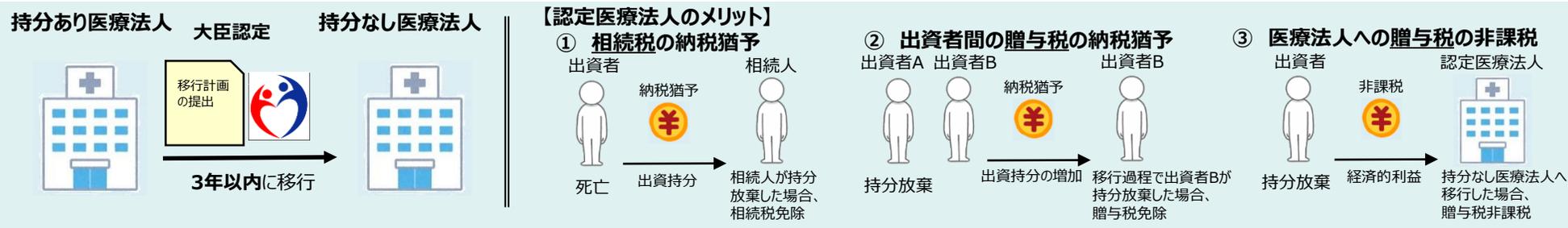
（参考） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

【医療・介護制度改革】（ii）医療提供体制の効率化

2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する。…（略）…民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。

1 現状

- 医療法人の「非営利性」の徹底を主眼とした**平成18年度の医療法改正**により、平成19年度以降は「**持分あり医療法人**」の**新規設立はできないこととなった**。
(注) 医療法人の非営利性の徹底及び地域医療の安定性の確保を図るため、医療法人の残余財産の帰属すべき者から個人（出資者）を除外し、国等に限定した。
- 平成26年度の医療法改正**により「**認定医療法人制度**」が創設され、「持分あり医療法人」が「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当であると認められた場合は、厚生労働大臣の認定を受けることができることとなった。**(大臣認定の後、3年以内に移行)**
- 平成29年10月からは、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置も導入されたこと等により、認定医療法人制度の活用件数は増加してきており、持分なし医療法人への移行には欠かせない制度となっている**。
(注) 持分あり医療法人：約3.8万法人、持分なし医療法人：約2万法人（令和3年度末時点）
- 一方で、認定を受けた医療法人の中には、その後の出資者との調整期間の不足等により、認定から3年以内に放棄の同意を得ることができず、認定医療法人制度を活用できなかった法人も存在する。
(注) 移行期限は、認定から3年以内としなければならないが、移行期限までに移行できなかった場合には、認定が取り消され、再度の認定を受けることはできない。



2 要望

- 現行の**持分なし移行促進税制（納税猶予等）**は、令和5年9月30日までの措置であるため、当該制度を**令和8年9月30日まで延長**する。
- 更なる移行促進を行うため、**認定から3年以内の移行期限を、認定から5年以内に緩和**する。

(参考) 平成18年医療法改正法附則第10条の3第4項第3号

移行計画に記載された第二項第四号の移行の期限が第一項の認定の日から起算して三年を超えない範囲内のものであること。

医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長

(所得税、法人税)

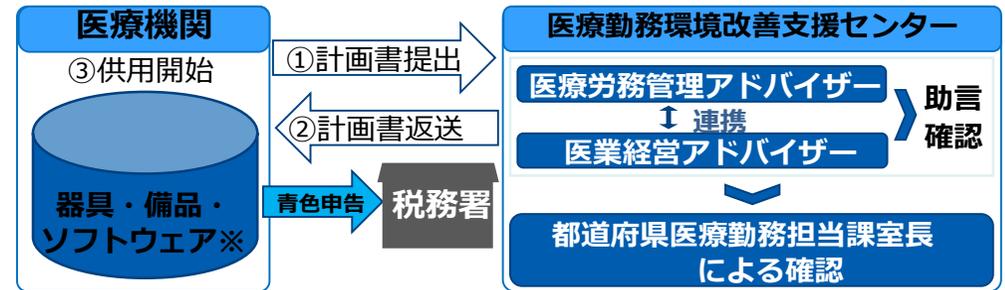
1 現状

① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮に資する設備に関する特別償却が出来る。

【対象設備】医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】**取得価格の15%**



② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却が出来る。

【対象設備】病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】**取得価格の8%**

③ 高額な医療用機器に係る特別償却制度

取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に特別償却が出来る。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

【特別償却割合】**取得価格の12%**



2 要望等

医療提供体制の確保のため、①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度、②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度、③高額な医療用機器に係る特別償却制度について、適用期限を2年延長する。

※③は高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行うとともに、全身用CT・MRIについては引き続き配置効率化等を促す仕組みを講じる。

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（研究開発税制）の延長等

（所得税、法人税、法人住民税）（経産省、内閣府、総務省、文科省、農水省、国交省、環境省、防衛省、復興庁と共同要望）

1 現状

試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除できる制度

【控除上限】（法人税額の何%まで控除できるか）

【控除率】（試験研究費の何%分を税額控除できるか）

【控除上限】

法人税額の
50%まで

法人税額の
10%まで

上乘措置
(時限措置)

- 平均売上高試験研究費の割合が10%超
- 中小企業者等の試験研究費の増加割合が9.4%超

法人税額の
25%まで

一般型

- 研究開発を行う企業の試験研究費の額に応じて、試験研究費の一定割合（大企業:2-14%、中小企業:12-17%）を法人税額から控除

法人税額の
5%まで

コロナ特例
(時限措置)

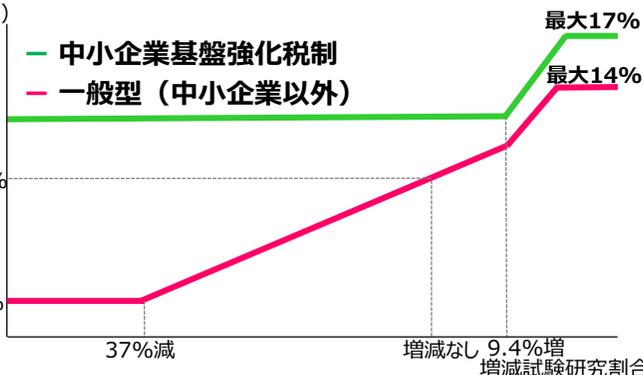
- コロナ前と比較し、売上が2%以上減少しているにも関わらず、試験研究費を増加させる場合

法人税額の
10%まで

オープン
イノベーション型

- 共同研究または委託研究を行う場合に、一般型よりも高い控除率（20-30%）で法人税額から控除

(控除率)



(前3カ年の試験研究費の平均からの増減割合)

- 相手方が大学・特別研究機関等の場合 : 30%
- 相手方が研究開発型スタートアップの場合 : 25%
- 相手方がその他（民間企業等）の場合 : 20%

2 要望等

- 一般型のインセンティブ強化
- 一般型の控除上限の上乘措置の適用期限の延長（2年間延長（令和6年度末まで））等

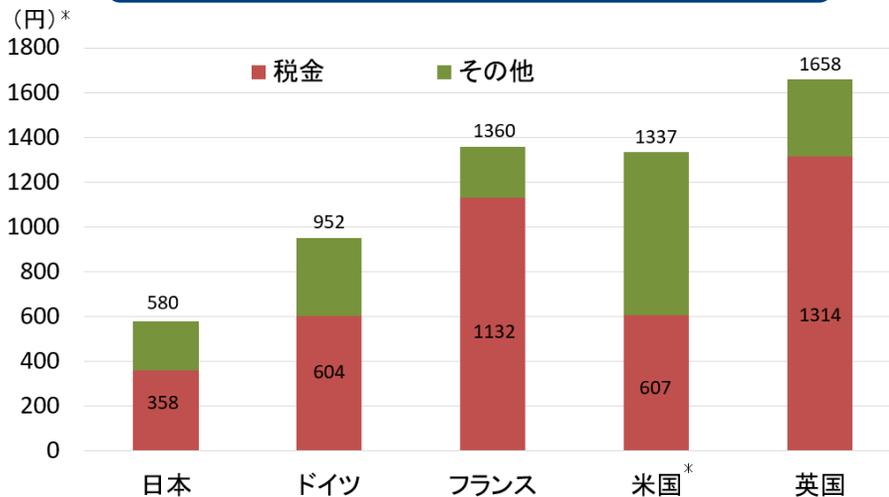
国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率引上げ

(たばこ税、地方たばこ税)

1 現状

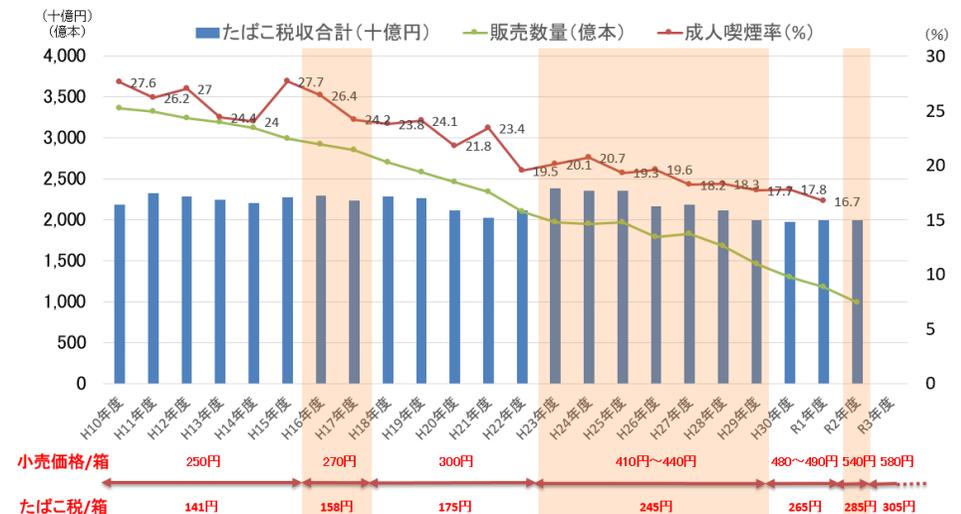
- 喫煙の健康への悪影響は科学的に明らかとなっているが、**日本における喫煙率は16.7%**といまだ高い状況にあり（令和元年）、その消費の抑制を図る必要がある。
- 平成30年度税制改正による**たばこ税の段階的見直しは、令和4年10月で完了**する。
- 日本における**たばこ1箱あたりの販売価格や税額は、諸外国と比較して低い**。
- 増税することで、**喫煙率が下がる一方、たばこに係る税収は安定的に推移（約2兆円）**している。

諸外国のたばこの税と販売価格（1箱あたり）



*米国はNY州の価格を用いた
 *日本、米国は2022年現在の価格、その他の国はWHO Report on the Global Tobacco Epidemic 2021より引用。
 *日本円に換算した価格(2022年4月27日の為替レート)

喫煙率とたばこ税収・販売本数の推移



出典：喫煙率：厚生労働省国民健康・栄養調査、たばこ税収：財務省、総務省

2 要望等

- 国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制することを目的として、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望する。

「感染症等専門家組織」（仮称）の創設に伴う税制上の所要の措置

（所得税、相続税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税）

1 現状

- 新型コロナウイルス感染症対策本部（令和4年6月17日開催）において、「医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を一体的に運用するため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織として、いわゆる日本版CDCを創設する」ことが決定されたところ。

2 要望等

- 上記を踏まえ、「感染症等専門家組織」（仮称）の設立に伴い、国税及び地方税について、税制上の所要の措置を講じる。

出産育児一時金の支給額の見直しに伴う非課税措置等の拡充

(所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定) (財務省、総務省、文科省と共同要望)

1 現状

- 医療保険制度では、出産に要する被保険者等の経済的負担を軽減するため、健康保険法第101条等に基づく保険給付として出産育児一時金が支給されており、支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例で、それぞれ規定している。
※ 現在支給額は、公的病院における室料差額等を除いた出産費用等を勘案して定めており、一分娩当たり原則42万円（本人給付分40.8万円、産科医療補償制度の掛金分1.2万円）となっている。
- この支給額については、経済財政運営と改革の基本方針（令和4年6月7日閣議決定）等において、**出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の増額に向けた検討を行うこととされており、出産費用の実態等に関する調査研究の結果等を踏まえ、出産育児一時金の支給額の見直しについて検討**を行っている。
- 出産育児一時金を含めた保険給付は、生活の保障または生活の安定を図るために支給されるものであるため、**健康保険法第62条等に基づき非課税等**となっている。

2 要望等

- 令和4年度に出産育児一時金の支給額を見直す場合において、令和5年度以降の出産育児一時金について、引き続き、健康保険法第62条等に基づく非課税措置等を講じる。

母子父子寡婦福祉法に基づく高等職業訓練促進給付金に係る非課税措置等の延長等

(所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定)

1 現状

【高等職業訓練促進給付金】

- ・ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置をいずれも延長することを検討している。
(※1) 当該給付金については、非課税措置等が設けられている(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第31条の3、第31条の4)。

【ひとり親家庭住宅支援資金貸付金】

- ・「ひとり親家庭住宅支援貸付金」制度では、母子・父子自立支援プログラム(※2)の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者(※3)等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となるが、返済免除額(債務免除益)に所得税が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。
(※2) 児童扶養手当受給者等に対し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせて策定する自立支援のためのプログラム。
(※3) 離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

【児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金】

- ・「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金」制度では、児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して家賃貸付、生活費貸付、資格取得貸付を行っており、家賃貸付、生活費貸付については5年間の就業継続、資格取得貸付については2年間の就業継続で返済免除となるところ、返済免除額(債務免除益)に所得税が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。このため、平成27年度一般会計補正予算及び平成30年度一般会計第二次補正予算を財源とした家賃貸付、生活費貸付、資格取得貸付に係る返済免除額(債務免除益)については、既に非課税とされている。

2 要望等

①母子父子寡婦福祉法に基づく「高等職業訓練促進給付金」については、令和4年度限りとなっている制度拡充分の非課税措置等の適用期限を延長する、②「ひとり親家庭住宅支援資金貸付金」制度については、令和5年度予算を財源とする貸付を行った場合の返済免除額(債務免除益)についても非課税措置を講じる、③「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金」制度においては、財源積み増し・制度拡充分に係る返済免除額(債務免除益)について、所得税等を非課税とする措置を講じる。

生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、消費税、登録免許税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、徴収規定等)

1 現状

- 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）及び生活保護法（昭和25年法律第144号）については、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第8条において、**法律の施行後5年（令和5年）を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じることとされている。**
- こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、昨年秋より「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」及び「生活保護制度に関する国と地方の実務者協議」を開催し、今年4月にそれぞれとりまとめを公表。
- 今後、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において検討を行い、**令和5年以降、生活困窮者自立支援法及び生活保護法について、必要な見直しを行う予定**であり、今後の議論によっては、**税制改正が必要となる見直し事項が生じる可能性**がある。
- 生活保護基準について令和4年の年末にかけて社会保障審議会生活保護基準部会にて議論を行う予定（見直し後の基準は令和5年10月施行予定）。また、生活保護基準における級地区分についても、見直しを検討している。

2 要望等

- 生活困窮者自立支援法及び生活保護法並びに生活保護基準について、社会保障審議会において見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。

駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長等

(所得税、国税徴収法、個人住民税、事業所税、徴収規定) (国交省と共同要望)

1 現状

駐留軍関係離職者等臨時措置法

- 在日米軍の撤退・縮小等に伴い離職を余儀なくされた駐留軍関係離職者に対して再就職の促進等のための特別の措置を講じることを目的とする限時法
- 令和5年5月16日に期限切れ
(これまで12度延長)

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法

- 国際協定の締結等に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者に対して再就職の促進等のための特別の措置を講じることを目的とする限時法
- 令和5年6月30日に期限切れ
(これまで9度延長)

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第2条の規定に基づく職業転換給付金の支給

- 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第12条に規定する漁業離職者の就職を促進するための措置として、当該漁業離職者に対して職業転換給付金を支給
- 令和5年6月30日に期限切れ
(これまで8度延長)

今後、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労働施策総合推進法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者が発生する可能性

- 平成18年に日米間で合意した再編の実施のための日米ロードマップ等により、今後、米海兵隊のグアム移転など国内の米軍施設の大規模な移転・返還等が実施される予定

- ウクライナ情勢の影響により、ロシア連邦政府との漁業交渉の先行きが不透明
- マグロ類等の保存・管理措置の強化
- 各協定に基づく漁業交渉により漁獲割当等が変動

- 今後も水産資源の状況の悪化、魚価の低迷等厳しい状況が続くことが見込まれる

駐留軍関係離職者等臨時措置法、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び労働施策総合推進法施行規則附則第2条の規定に基づく職業転換給付金の支給に係る有効期限をそれぞれ5年間延長し、引き続き駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労働施策総合推進法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して職業転換給付金を支給していくことが必要

2 要望等

- ・労働施策総合推進法第22条や地方税法第701条の31等において、職業転換給付金の支給に係る所得税等の非課税措置等の特例が規定されているところ、当該給付金の支給は、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、課税所得として扱った場合には支給目的が著しく減殺されることなどから、当該特例が必要不可欠である。このため、今後も、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び労働施策総合推進法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して支給する当該給付金に係る所得税等の非課税措置等を講じるとともに、実態に即した支援を行う観点から同条に規定する対象漁業(中型いか釣り漁業)の拡充を行う。

1 現状

- 令和2年12月に成立した労働者協同組合法（令和2年法律第78号）が令和4年10月から施行されるところ、同法では、新たに、労働者協同組合連合会（※）という法人形態が創設されており、同法人は、法人税法上の協同組合等（別表3法人）に位置づけられている。
- 消費生活協同組合連合会、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）等の法人税法上の協同組合等（別表3法人）が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税・都市計画税については非課税とされている。

（※）労働者協同組合連合会は、労働者協同組合等を会員とし、その指導、連絡及び調整に関する事業を行う組織。また、労働者協同組合は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織である。

2 要望等

- 労働者協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税・都市計画税について、他の別表3法人と同様に、非課税措置を講じる。

企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長

(法人税、法人住民税) (財務省、総務省、文科省、経産省、金融庁、農水省と共同要望)

1 現状

- 企業年金等においては、拠出・運用・給付時に、以下の通りの税制が適用されている。

拠出時	運用時	給付時
非課税	積立金への特別法人税課税	課税 (公的年金等控除又は退職所得控除の対象)

- このうち、企業年金等の積立金に課税される特別法人税は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、平成11年度より課税凍結中 (令和4年度末が凍結期限)。
- 仮に企業年金等に特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少して積立状況の悪化につながり、制度の持続性・健全性が著しく損なわれる。
- また、特別法人税は、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、年金資産の運用に著しい影響があることから、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。

(参考1：特別法人税の考え方)

事業主が掛金を負担している企業年金等の積立金に対して課税される法人税。掛金の拠出時点に給与所得として課税すべきところ、給付時点まで課税の繰延べを行うことに伴う利益に対し課税を行うというのが基本的な考え方。(積立金全体に対して1.173%の税が課される。)

(参考2：課税対象となる積立金の状況)

確定給付企業年金：約68兆円 (令和2年度) 確定拠出年金：約19兆円 (令和2年度) 等

(参考3：企業年金等の種類)

厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金のほか、地方公務員共済組合 (総務省所管) 等がある。

2 要望等

- 企業年金等の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため及び健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。(撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。)

個人型確定拠出年金制度（iDeCo）の改革等に伴う税制上の所要の措置

（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

1 現状

- 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）において、本年末までにiDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革等を含む「資産所得倍増プラン」を策定するとされたところ。

<参考1：新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～（令和4年6月7日閣議決定）>

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

（3）貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定

我が国個人の金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では20年間で家計金融資産が3倍、英国では2.3倍になっているが、我が国では1.4倍である。

家計が豊かになるために家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。

このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充を図る。また、現預金の過半を保有している高齢者に向けて、就業機会確保の努力義務が70歳まで伸びていることに留意し、iDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。これらも含めて、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。

<参考2：iDeCoの加入可能年齢>

令和4年5月より、国民年金被保険者（※）であれば、iDeCoに加入できるようになっている。

（※）国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者：60歳未満、②第2号被保険者：65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能（65歳未満）となっている。

2 要望等

- 新しい資本主義実現会議に設置される検討の場において議論・策定される「資産所得倍増プラン」に基づき、税制上の所要の措置を講じる。

1 現状

- 生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく振興計画により、共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%の特別償却（取得価格要件：400万円以上）ができる。

＜主な対象設備；例＞

- (1) 研修施設（美容・すし等）
- (2) クリーニングの共同工場
- (3) 共同配送設備



(美容等研修施設)



(クリーニング共同工場)

2 要望等

- 生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設の特別償却制度について、**適用期限を2年延長する。**

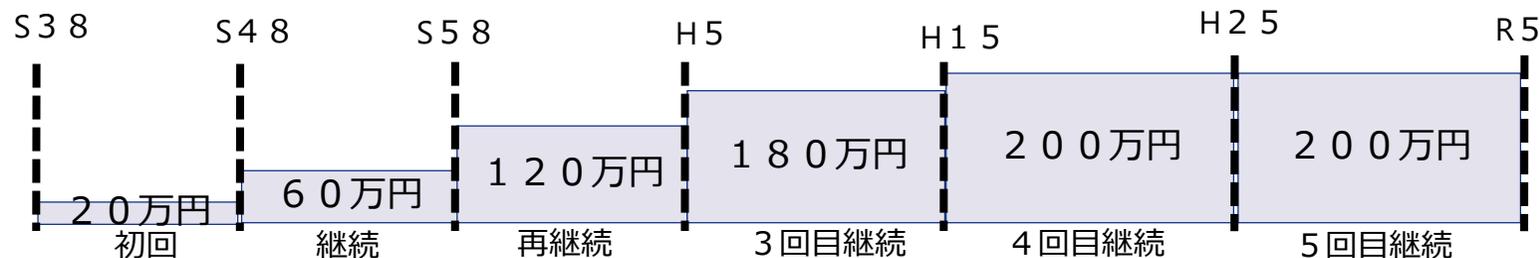
戦没者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置等の存続

(所得税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定)

1 現状

【戦没者等の妻に対する特別給付金について】（昭和38年制度創設）

- 先の大戦で、一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給している。
(※) 公務扶助料（恩給法）や遺族年金（援護法）等の受給権を有する戦没者等の妻を対象。
- 支給は、10年償還の無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける。
- 金額は、支給回数に応じ、20万円、60万円、120万円、180万円、200万円。
- 戦没者等の妻に対する特別給付金については、非課税等とされている。



2 要望等

- 当該給付金について、国として特別の慰藉を行うとの趣旨に鑑み、非課税措置等を存続する。

1 現状

- 医師等の国家資格では、免許保有者の籍簿を備え、免許に関する事項を登録することとされている。また、登録事項に変更があった場合、資格保有者は、資格管理者に対して、変更申請を行うこととされている。
- 令和6年度中に運用開始予定の「国家資格等情報連携・活用システム」では、住基ネット及びマイナンバーによる情報連携により、資格管理者は、登録事項に対応する資格保有者の氏名・生年月日・住所・性別及び本籍地を入手できることとなる。
- そのため、今後、所要の法令改正を経て、**籍簿の登録事項に変更があった場合に、資格保有者本人からの変更申請を契機とせず**に、資格管理者が職権で登録事項を変更できるようになる予定。
- 登録免許税法では、法令の規定により国の行政機関に備える名簿の登録事項について変更の登録を行う際に、登録免許税がかかる資格があるところ(※)、**資格管理者が職権で登録事項を変更する場合には資格保有者による変更申請を伴わないこととなるため、職権変更を行った場合の登録免許税について税制上の所要の措置を講じる必要**がある。

(※)

- 「国家資格等情報連携・活用システム」の活用が決定している32資格のうち、登録事項の変更登録の際に登録免許税がかかる厚労省所管の資格は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、の21資格。
- 「国家資格等情報連携・活用システム」の活用に向けて検討している資格のうち、登録事項の変更登録の際に登録免許税がかかるものに、衛生検査技師がある。(衛生検査技師について新規免許交付は行われていないが、「臨床検査技師等に関する法律施行令」において登録事項の変更について定めている)

2 要望等

- 資格保有者の登録事項に変更があったときに、「国家資格等情報連携・活用システム」において、資格管理者が職権で登録事項を変更した場合、上記1の22資格の登録事項の変更の登録の際にかかる登録免許税について、税制上の所要の措置を講じる。

福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置

(所得税、相続税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税) (復興庁、経産省、環境省、文科省、農水省との共同要望)

1 現状

<機構の概要>

- 福島国際研究教育機構(以下、機構)は、福島をはじめとする東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となることを目指し、令和5年4月に設立するもの。

<現状と課題>

- 機構の円滑な設立及び運営が可能となるよう、必要な税制上の措置を講じる必要がある。

2 要望等

- 機構の設立(令和5年4月)に伴い、国税及び地方税について、税制上の所要の措置を講じる。

特例措置の内容

1. 国税

- (1) 所得税 : 所得税法別表第一の公共法人等に係る非課税措置
- (2) 法人税 : 法人税法別表第一の公共法人に係る非課税措置
- (3) 消費税 : 消費税法別表第三に掲げる法人に係る課税の特例措置
- (4) 印紙税 : 印紙税法別表第二の非課税法人として非課税措置
- (5) 登録免許税 : 登録免許税法別表第二の非課税法人として非課税措置

2. 地方税

- (1) 法人住民税(都道府県民税(法人税割)、市町村民税(法人税割)) : 法人税法別表第一の公共法人として非課税措置
- (2) 事業税 : 地方税法72条の4による非課税措置
- (3) 地方消費税 : 消費税と連動した措置
- (4) 不動産取得税 : 地方税法73条の3による非課税措置
- (5) 固定資産税、都市計画税 : 地方税法348条6項、702条の2による非課税措置
- (6) 事業所税 : 法人税法別表第一の公共法人として非課税措置

3. 機構における寄附金税制等

- (1) 所得税、個人住民税(都道府県民税(所得割)、市町村民税(所得割)) : 寄附金控除を適用
- (2) 法人税、法人住民税(都道府県民税(法人税割)、市町村民税(法人税割))、事業税 : 特定公益増進法人への寄附金控除を適用
- (3) 相続税 : 相続財産を贈与した場合の相続税非課税を適用

4. 機構における研究開発税制オープンイノベーション型

- (1) 所得税、法人税、法人住民税(都道府県民税(法人税割)、市町村民税(法人税割)) : 共同研究・委託研究に係る税額控除を適用